

森林研究・整備機構の研究成果公開に関する基本方針

平成31年4月1日

1. 目的

この方針は森林研究・整備機構（以下、機構という。）における研究業務で得られた研究成果の公開に関する基本的事項を定めるものである。

森林はさまざまな環境に成立し、かつ人間よりもはるかに寿命の長い樹木を主体に多様な生物によって構成され、人類はその多様性に富む生態系から、木材など森林の恵みを得ることで生存している。このような性質をもつ森林・林業・木材産業の研究においては、信頼できる方法で得られた客観的かつ正確な事例情報を長期間にわたって数多く蓄積し、利活用していくことがきわめて重要である。

そこで機構は、公的資金による研究業務から得られるさまざまな研究成果のもととなった科学情報の公開に努め、森林・林業・木材に係る先導的な研究を促すことで科学技術の発展に貢献し、森林の恵みを生かした循環型社会の形成に資する。

2. 対象とする研究成果

一 「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における研究成果等管理規則」第4条で定義する研究成果等のうち、研究データおよび解析結果とする（以下、両者をあわせて研究データという。）。

二 個人情報、絶滅の恐れがある生物の分布情報、知的財産権の関係で公開できない情報、共同研究契約の関係で公開できない情報、公開により国民の利益に反する恐れのある情報、特に国家安全保障・国際交渉の上で秘匿しておくことが望ましい情報等を含む研究データは公開の対象外とする。

3. 管理体制

一 機構は、研究業務で得られた研究データの評価・保存・管理・相互引用可能な識別子の付与・公開のための組織体制を整えとともに、研究データリポジトリの整備に努める。

二 機構は将来的に公設林業試験研究機関等外部機関から研究データの寄託を受けることも視野に入れた体制整備に努める。

4. 研究データの公開

一 研究成果が原著論文等として公表されたとき、当該論文に図表情報として示された研究データは機械可読性の付与された電子情報としてインターネット上での速やかな公開に努める。

二 やむを得ない理由があるときは、機構は研究データの公開を打ち切ることができる。

三 公開を打ち切った研究データについては、機構は原則として公開打ち切りから 30 年間保管を継続する。ただし、やむを得ない理由があるときは当該研究データを廃棄することができる。

5. 公開された研究データの利用

機構によって公開された研究データの利用については、以下のルールに従うものとする。

一 公開された研究データは、営利目的、非営利目的を問わず、原則として複製、加工も含め無償で利用できる。

二 公開された研究データを利用する者（以下、利用者という。）は、利用に際して出典を明記する。

三 公開された研究データのうち、機構以外の組織・個人も出典の明示を要求している場合、利用者はそれに従う。

四 公開された研究データを加工して利用する場合、利用者は加工の事実を明記するとともに加工内容を具体的に示す。

6. 適用時期

本方針は平成 31 年 4 月以降に適用される。

7. その他

一 研究データに関するその他の取扱いについては、「国立研究開発法人森林研究・整備機構の研究開発分野における研究成果等管理規則」の定めるところに従う。

二 この基本方針は必要に応じて随時見直しをおこない改訂する。

8. 免責

機構は、公開された研究データの利用によって生じる一切の損害について責任を負わないものとする。